

『永楽大典』所引の『元史』について

渡辺 健哉

一 はじめに

本稿は、表題から理解されるように、『永楽大典』に引用されている『元史』について検討を加えるものである。周知のように永楽6年(1408)に完成した『永楽大典』には、元代史を研究する上で有為な史料が多数引用されている。最も有名なものが『経世大典』であり、その一部がさらに輯佚されて、『站赤』『大元官制雜記』『大元氈罽工物記』『大元倉庫記』『大元馬政記』『大元海運記』『元代画塑記』といった形で利用されている。しかしながら『経世大典』以外にも、断片的とはいえ、元代史を研究する上で有用な史料が数多く残されているにも拘わらず、宮紀子氏が「大元時代の資料をそのまま引用する『永楽大典』ですら、ほとんど使用されてこなかった」と評する通り¹、十分に活用されてきたとは必ずしも言い難い。

現存の『永楽大典』には、出典を「元史」として引用する箇所が少なからず存在する。しかしながら、この『永楽大典』所引の『元史』の本文を現在我々が手にする『元史』とで突き合わせていくと、現行の『元史』では確認できない箇所が散見されるのである。この問題にいち早く着目していたのが、中国における元代史研究の泰斗、陳高華氏である。氏は、まず元の大都に関する読史筭記である「元大都史事雜考」(北京市研究会〔編〕『燕京春秋』北京出版社、1982)の「五 石工楊琮事迹新考」の中で²、采石局に関する『永楽大典』所引の『元史』が、『経世大典』の佚文であることを註でさりげなく指摘した。この初出論考を自らの論文集『元史研究論稿』に同名で収録した際には³、引用史料や論旨は変えぬまま、『経世大典』の佚文であることを、より強調した形で文章を書き改めている。さらにこの問題にこだわる陳氏は、「温岑」という名義で「元代政書《経世大典》中的人物伝記」(『中国史研究』1992-1)を発表し、やはり『永楽大典』所引の『元史』の伝記史料について紹介し、これについても、『経世大典』にもとづくとした⁴。

本稿の目的は、この陳高華氏の一連の研究に導かれながら、『永楽大典』所引の『元史』を紹介することにある。従って、個々の史料の詳細な検討は後日の課題としたい。

¹ 宮紀子『モンゴル時代の出版文化』(名古屋大学出版会、2006)13頁を参照。

² 参考までに章題だけ書き抜けば以下の通り。「一 金・元之際的瓊華島」「二 大都城牆的防雨排水問題」「三 大都的燃料問題」「四 大都的人市」。

³ 陳高華「石工楊琮事迹新考」(『元史研究論稿』中華書局、1991に収録)を参照。

⁴ 陳高華「元代政書《経世大典》中的人物伝記」(『元史研究新論』上海社会科学出版社、2005に収録)を参照。

筆者の行った作業は実に単純である。『永楽大典』を捲り、「元史」と表記されている箇所を捜し、それを現行の『元史』とつきあわせたに過ぎない。

現在、『永楽大典』の多くの部分は散佚し、残本にいたっても世界各地に流失しているのは周知の通りである。1960年に北京の中華書局が202冊を影印出版した。それに67巻と若干の残葉を加えたものが、1986年にやはり中華書局から縮印出版された。本稿でもこれを利用した。

加えて、『海外新發現永楽大典十七巻』（上海辞書出版社、2003）も公刊されたので、その調査も併せて行った。そこにも『元史』からの引用が2箇所確認できたが、これについては現行『元史』の本文と同じであった。

さらに、『永楽大典』には二種の索引が存在する。

樂貴明〔編〕『永楽大典索引』（作家出版社、1997）

衣川強〔編〕『永楽大典索引』（白帝社、2001）

この索引によって「元史」を検索すれば、前者には306項目が、後者には300項目が掲げられている。両者で齟齬が生じているのは単純な見落としとともに、前者が天理大学図書館所蔵の『永楽大典』を含めていないことにもよる⁵。ただし、『永楽大典』の一項目が『元史』の一箇所からの引用を意味するものではないことは注意すべきであろう。一項目に『元史』の様々な場所から引用している例が散見されるからである。たとえば巻10115/8B「翰林学士承旨」の項目には、すべて現行『元史』からの引用ではあるが、百官志はもちろん、太平伝に始まる翰林学士承旨就任者18人の列伝から文章を引用する。こうしたものも一項目として数えられている。

以上を考慮して改めて調査した結果、『永楽大典』に『元史』として取り上げられている項目は311箇所確認できた。これらの大半はほぼ現行の『元史』本文と一致するのであるが、中にはそうでない箇所も存在する。

まず、明らかな出典の誤記を紹介する。たとえば、巻19781/13B「明金局」の文章は以下の通りである。

【元史】⁶宦者伝、童貫性巧媚、徽宗立、置明金局于杭、貫以供奉官主之。

本文に「徽宗立、置明金局于杭」とあることから判断されるように、実はこの部分は『宋史』巻468、宦者伝からの引用であった。同様に、巻13135/8A「夢稽侍中」は趙孟頫「紀夢稽侍中」（『松雪齋外集』）から、巻922/3A「万世師」は閻復「加封孔子制」（『国朝文類』巻11）からの引用であった。こうした例が見られるということは、本来は『元史』からであったにも拘わらず、誤った書名を付されて引用されている可能性も否定できない。『永楽大典』の引用が「杜撰」「短期間に完成されたため、粗漏な点も多い」と評さ

⁵ 『天理図書館善本叢書 永楽大典』（天理大学出版部、1980年）が公刊されており、巻末には竺沙雅章氏の執筆にかかる解題が付されている。

⁶ 以下【 】は『永楽大典』において朱筆で記されている箇所を示す。

れる所以である⁷。

また、ほぼ『元史』からの引用であるにも拘わらず、単に文章をそのままひき写していない場合もある。いささか細かい点ではあるが、『永楽大典』が引用する『元史』と『元史』百官志の文章を並記してみよう。

○『永楽大典』卷 19781/21A

牛皮局【元史】百官志。至元十三年立、大使一員。受府筭。

○『元史』卷 89、百官志 5「随路諸色人匠都総管府」

牛皮局、大使一員。至元十三年置。

内容に差異はなく文章の順序を入れ替えただけのようではある。ただしこの場合、「受府筭」という三文字が『元史』には見えないため、出典を未確認としてカウントした。

出典が確認できた上記のような例を除外して、『元史』とあるにも拘わらず、現行の『元史』に見出せないものは以下の 30 項目であった。

○卷 2806/5B「西卑」○卷 10889/14A「別出別」○卷 14608/3B「国子監主簿」○卷 14608/27B「詹事院主簿」○卷 19781/11B「柴炭局」○同卷/12A「供徽局」○同卷/13B「金糸子局」○同卷/14A「貂鼠局」○同卷/14A「大木小木局」○同卷/14B「司属彫木局」○同卷/14B「器物局」○同卷/15A「採石局」○同卷/15A「符牌局」○同卷/15B「氈局」○同卷/15B「葛布局」○同卷/16A「織染局」○同卷/17A「中山局」○同卷/17A「真定局」○同卷/17A「別失八里局」○同卷/17B「蓐麻林局」○同卷/17B「綾錦局」○同卷/18A「紋綺局」○同卷/18A「綉局」○同卷/18A「簾網局」○同卷/18B「鉄局」○同卷/20B「鞍轡局」○同卷/21A「斜皮局」○同卷/21A「双線局」○同卷/21B「画油局」○卷 22181/13A「瑞麥」

とくに「局」字に異同が多くみられ、これは『元史』百官志を補正する材料になる。以下では、上記のいくつかについて史料を引用しながら確認していこう。

三

(1) 伝記

卷 2806/5B「西卑」と卷 10889/14A「別出古」の二箇所に伝記が存在する。タングートの西卑とモンゴルのジャライル部族の別出古の伝記である。一人の人物につき詳細に記すのではなく、それぞれの子孫にまで言及しているため、個々人の情報はあまり多くはない。当該の箇所につき初めて言及したのが、馬明達・湯開建「今本《元史》散逸在外的兩個列伝」(『史学史研究』1983-4)である。当該論考の中では、全文を引用し、それぞれの列伝につき分析を加え、『新元史』卷 205 闐里帖木兒伝で後者を引用する柯邵恣の

⁷ 神田信夫・山根幸夫〔編〕『中国史籍解題辞典』(燎原書店、1989)の「永楽大典」の項目(山根幸夫執筆)を参照。

失当について指摘する。さらに、二者の伝記は、『元史』の第一次編纂から第二次編纂にいたる過程で脱落したとみなしている。これに対して前引の陳高華「元代政書《経世大典》中的人物伝記」は、馬明達・湯開建論文が『永楽大典』所引の『元史』に注目したことを評価しつつも、伝記がもとづいた史料の想定を「牽強」であると却け、これらは『経世大典』臣事・治典篇からの引用であると判断している。

(2) 大都に関わる史料

大都に関する史料も見出せる。はじめは、陳高華「元大都史雑考」が紹介した採石局についての史料である。『永楽大典』巻 19781/11B が引用する『元史』を引用するが、現行の『元史』では確認できない箇所を網掛けゴシックで示す（以下、同じ）。

【元史】至元四年始置。大都兼山場石局総管。以楊瓊為之。尋授印信銀符、九年改授金符。総管夫匠营造内府殿宇寺觀橋插石材之役。十一年、於大都近地、撥採石之夫二千余戸。常任工役、改置大都等处採石提举司、秩正五品。

現行の『元史』と比して、楊瓊が「大都兼山場石局総管」であったことを明記している点は注目されよう。楊瓊（?～1288）については、すでに朱啓鈴によっても紹介されているが⁸、上都・大都の宮殿のみならず、チャガンノール宮殿の飾石作業にも従事していたことが知られ、段貞の下で石彫の仕事を経験していた⁹。なお、陳氏はこの史料についても、『経世大典』からの引用であるとみなしている。

もう一点、これはかつて拙稿で指摘したところではあるが、官営工場の場所を確認できる史料がある。巻 19781/20B を引用しよう。

鞍轡・皮作・軍器・顔料等局在太平街西。

鞍轡局・皮作局・軍器局・顔料局などの官営工場が、大都城の「太平街西」に置かれたと記される。これは『析津志輯佚』に場所不詳の坊として表記される「太平坊」に該当するのであろう。太平坊は大承華普慶寺や大天源延聖寺が置かれた坊として知られ、これら寺院の位置から、宮城の西北にあったと考えられている¹⁰。大都における官営工場の場所を示す貴重な史料である。

(3) 裕宗について

これら『永楽大典』所引の『元史』の史料でひととき注目されるのが、世祖クビライ期の皇太子であるチンキムの動向が残されている点である。以下に三つの史料を引用しよう。

① 氈局（巻 19781/15B）

【元史】至元十三年、奉裕宗皇帝旨、收集人戸為氈匠。二十六年始立氈局、置達魯

⁸ 朱啓鈴「元大都宮苑図考」（『中国营造学社集刊』1-2、1930）を参照。

⁹ 段貞については、拙稿「元朝の大都留守段貞の活動」（『歴史』98、2002）を参照。

¹⁰ この点は、拙稿「元大都形成過程における至元二十年九月令の意義」（『集刊東洋学』91、2004）で指摘した。

花赤・局使・副使・直長各一員。元貞元年、給從七品印。大德十一年、達魯花赤・局使・副使受勅、而直長受省劄。至治三年、罷之、止置提領・大使・副使・直長各一員。提領一員・大使一員・副使一員・直長一員。

②蕁麻林局（卷 19781/17B）

【元史】百官志。弘州・蕁麻林納失失局。至元十五年二月、隆興路總管府別都魯丁奉皇太子令旨、招收析居放良等戶、教習人匠織造納失失。於弘州・蕁麻林二處置局。其匠戶則以楊提領管領蕁麻林、以忽三烏丁大師管領弘州。十六年十二月、奉旨為以蕁麻林人匠數少、以小就大、併弘州局。秩從七品、降銅印一顆。命忽三烏丁通領之。置相副四員。十九年、撥西忽辛斷沒童男八人為匠。三十一年、以弘州去蕁麻林二百余里、輪番管辦織造未便、兩局各設大使副使一員、仍令忽三烏丁總為提調。大德元年三月、給從七品印、受蕁麻林局。十一年、徽政院奏改受勅、設官仍舊制、各置大使一員、副使一員。

③綾錦局（卷 19781/17B）

【元史】至元三年六月、小劉行省獻本家人口六十四戶於皇太子位下。是年十月奉令旨、於納錦府李宣差撥到練熟匠二十戶、創立局院、令小劉行省親領之。六年、工部侍郎苦思丁獻回回童男四十有一戶。八年立綾錦局。九年、以招收析居放良還俗僧道為工匠、二百八十有一戶、教習織造之事。今定置大使一員、副使一員。

至元 10 年に皇太子に冊立されたチンキムが、皇帝位に就く前に逝去したにも拘わらず、「裕宗皇帝」と表記されていることについては、『元史』卷 74、祭祀志 3、宗廟上に「(至元)三十一年、成宗即位、追尊皇考為皇帝、廟号裕宗。」とあって成宗による追尊を受けていること、『元史』卷 29、泰定帝紀、至治 3 年 8 月癸酉の條、泰定帝の「即位の詔」に「裕宗皇帝」という表現から確認できる。

まず、①については、氈局の設立が「裕宗皇帝」の指示によってなされたことを示す六文字が現行の『元史』では削去されている。②は、金糸によって織られた納失失(ナシージ)織の製造局が、弘州・蕁麻林において運営されていたことを記す¹¹。ここでも、隆興路總管である別都魯丁が至元 15 年 2 月に「皇太子の令旨を奉じ」た上で弘州・蕁麻林納失失局が設立されたという記述が抹消されている。さらに、弘州と蕁麻林の統合と分割の経緯が詳細に記されている。③の綾錦局については、『元史』百官志に「至元八年」の設立とあるが、その前段階のこととして、至元 3 年 10 月に真金の命令によって、局院が立てられたとある。いずれも現行の『元史』の記述からだけ窺いしれない事情である。

上引の三つの史料により、いずれもチンキムが関与した形跡を窺い知ることができよう。ところが、現行の『元史』では等しくチンキムの介在した痕跡が抹消されたかのような編集になっているのである。これらの史料も、全てこれまでと同様に『経世大典』からの引用であり、明初の『元史』編纂にあたって、現行『元史』のような形に改変さ

¹¹ 松田孝一「モンゴル帝国における工匠の確保と管理の諸相」(『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』科学研究費補助金研究成果報告書、2002)を参照。

れたと考えられる¹²。

四

ここまで紹介してきた、『永楽大典』が引用するこの『元史』は、陳高華氏の説明にもとづき、『経世大典』からの引用とみなしてきた。

周知のように、『経世大典』は天曆2年(1329)9月に作成が命じられ、至順元年(1330)4月に「開局」、至順2年5月に完成し¹³、至順3年3月に進献された、元朝期の会要とみなされる書物である。大都陥落後、各皇帝の実録とともにいち早く明朝に接收され、『元史』編纂の材料となった¹⁴。

しかしながら、中には以下のような史料も存在する。巻19781/12A「供徽局」を引用する。なお、「供徽局」は現行の『元史』には記されていない官庁である。

【元史】局根脚隸昭功万戸府。至順二年十一月、昭功万戸府官奉聖旨「立一箇正七品供徽局。衙門設典史一員、庫子四名、本把二名、秤子二名。」欽此。又至順三年六月、建都班副使等奏「新立來的供徽局裏達魯花赤・提点執事、是從四品、正五品、行使的是正七品印信。有本庫勾当庫子・秤子・本把人等、至今不曾与准設。有可怜見呵、依着中興武庫例准設。俸錢六十箇月滿、常選裏与除授呵、怎生。」奏呵、奉聖旨「那般者。」欽此。中書礼部鑄給到本局從五品銅印一顆行使。至元六年十一月十四日、昭功万戸府例革撥属本院。至正九年九月初八日、中書省奏准、添設都達魯花赤一員、本局官庫達魯花赤(從五)、提点(同)、大使(從六)、副使(從七)、首領官・庫使四、本把二、概管人戸答刺赤酒匠二百二十八戸、房舍九十八間。

文宗の至順二年に設立され、順帝期まで存在した昭功万戸都総使司に所属する供徽局に関する記事である。ここでは、「至順三年六月」「至元六年十一月」「至正九年九月」の記事が掲載されている。つまり、編纂時期との関係からして、この史料は『経世大典』か

¹² ただし、文章の構造を崩さずに文意を変えていることから、チンキムをターゲットとして史料操作が加えられた可能性も否定できない。すでに幾度も指摘されているように、世祖クビライと皇太子チンキム親子の関係は緊張をはらんだものであった。この問題に繰り返し注意を促している宮紀子氏によれば、現行の『大元聖政国朝典章』では、裕宗チンキムに関わる記事の多くが削除されている、という。宮紀子「『対策』の対策」(木田章義[編]『古典学の現在』V、文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「古典学の再構築」2003、のち『モンゴル時代の出版文化』所収)439頁を参照。なお、クビライとチンキムの確執については、同「徽州文書新探——『新安忠烈廟神紀実』より」(『東方学報』77、2005)の註(59)、同「叡山文庫所蔵の『事林広記』写本について」(『史林』91-3、2008)38頁などでも述べられている。ここにもかかる政治状況が反映されていて、史料の改変はすでに元代になされたのかもしれない。

¹³ 『元史』巻35、至順2年5月乙未の條「奎章閣学士院纂修皇朝経世大典成。」

¹⁴ 『明太祖実録』巻39、洪武2年2月丙寅の條。『経世大典』については、多くの研究があるが、ここでは蘇振申『元政書経世大典之研究』(台北中華文化大学出版部、1984)のみを挙げておく。

らの引用ではありえない。ついで想起されるものとして『六条政類』もあるが、これも編纂時期の関係から除外される¹⁵。順帝の時期に係るものであるのだから、『元史』の第二次編纂時に蒐集した史料群から抄録されたものであろう¹⁶。

『永楽大典』が引用する『元史』が『経世大典』から引き写したものである可能性は高い。しかしながら、等しく『経世大典』として扱ってしまうことには問題があり、場合によって、他の書物の可能性がある点は注意したい。

五 おわりに

本稿は『永楽大典』引用の『元史』の存在を指摘したに止まる。個々の史料の活用は今後の課題である。

『永楽大典』に引用されている史料の中で、元代に関わるものが多数あり、それらが有効に活用されていないことは、冒頭で述べた通りである。例えば、『経世大典』の短い佚文でも、重要なものがまだ存在する。史料の位置づけや性格に注意しながら今後も利用していきたい。

〔付記〕本稿の骨子は、2004年12月18日に東北大学で行われた、「第2回『善本』と『底本』談話会」で報告した内容の一部である。報告の機会を与えていただいた東北大学大学院文学研究科の三浦秀一教授をはじめとして、席上、ご意見を頂戴した参加者の方々に厚く御礼を申し上げたい。なお、本稿は、平成20年度科学研究費補助金（基盤研究B、村岡倫〔代表〕「中国社会へのモンゴル帝国による重層的支配の研究」）による研究成果の一部である。

（わたなべ けんや 東北大学）

¹⁵ 『六条政類』は、至正7年(1346)3月に編纂の命令が下り、5月より編纂が開始され、翌8年3月に完成した政書である。劉曉「元政書《六条政類》考」(『元史論叢』9、2004)を参照。

¹⁶ 『元史』編纂の経過については、王慎榮〔主編〕『元史探源』(吉林文史出版社、1991)等を参照。